

朝日大学大学院法学研究科法学専攻学位論文（修士論文）評価基準

（趣旨）

本研究科の学位論文評価基準は、学位授与に関する方針（ディプロマポリシー）を踏まえ、次のとおり定めるものとする。

（満たすべき水準）

法学分野に関する研究能力とその基礎となる豊かな学識に基づく独創的な研究であり、専攻分野の発展に貢献する又は社会的に意義のある内容であること。

（審査の体制）

学位論文の審査は、研究科長が受理した学位論文ごとに研究科委員会の意見を聴いて選出した審査委員3名以上（主査1名、副査2名を含む。）で構成する審査委員会において行う。

なお、審査委員には、本大学の他の研究科担当教員又は学外の適任者を加えることができる。

（評価の項目）

1. 問題意識が明確であり、論文テーマの設定や研究方法が適切であること。
2. 論理が首尾一貫しており、結論が明確であり、論文構成にまとまりがあること。
3. 先行研究を正しく渉猟し、学説や判例等の調査・分析が十分に行われていること。
4. 規定した形式的要件を満たし、文献引用の表示方法や出典の明示が適切に行われていること。
5. 研究内容に新規性や独創性が見られること。
6. 研究倫理を遵守したのになっていること。

（審査の方法）

審査委員会は、学位論文が評価の項目を満たすことを確認した後、学位論文を中心としてこれに関連ある科目についての口頭による最終試験を行い、審査する。